

## 入札公告

次のとおり一般競争入札を実施します。

令和7年7月1日

山口県知事 村岡 嗣政

### 1 入札に付する事項

次に掲げる物品の購入

- (1) 物品の名称及び予定数量  
男性警察官用冬服上衣 230着
- (2) 物品の特質等  
入札説明書及び仕様書による。
- (3) 納入期限  
令和7年9月22日(月)から令和8年3月31日(火)までの間
- (4) 納入場所  
山口県山口市滝町1番1号 山口県警察本部警務部会計課  
山口県山口市仁保下郷11459番地 山口県警察学校

### 2 入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者でないこと。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当して一般競争入札又は指名競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。
- (3) 県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示(令和4年山口県告示第179号)に基づく資格審査において、被服について物品等の買入れ、借入れ及び売払いの**特A、A又はB**の等級に格付けされている者であること。
- (4) 本店又は支店、営業所等を山口県内に有していること。
- (5) この公告の日からこの入札の日までの間のいずれの日においても、山口県の業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領に基づく参加停止を受けていないこと。
- (6) 「山口県警察表生地試験鑑定基準数値」に適合する表生地を調達できる者であること。
- (7) 日本国内で縫製を行える者又は縫製されたものを調達できる者であること。

### 3 契約条項を示す場所

山口県山口市滝町1番1号 山口県警察本部警務部会計課

### 4 入札説明書及び仕様書の交付

この公告の日から入札の日の前日まで(山口県の休日に関する条例(平成元年山口県条例第16号)第1条第1項各号に規定する休日を除く。)の午前9時から午後5時までの間、山口県警察本部警務部会計課において交付する。

### 5 入札を執行する場所及び日時

- (1) 場所  
山口市滝町1番1号 山口県警察本部4階研修室
- (2) 日時  
令和7年8月29日(金) 午後1時30分

(3) 特記事項

郵便による入札書提出を認めます（郵便による入札の対象）。

6 入札保証金

免除する。

7 無効入札

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札参加資格のない者がした入札
- (2) 郵便による入札又は電信による入札を認めない場合の郵便による入札又は電信による入札
- (3) 記名のない入札
- (4) (1) から (3) までに掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

8 落札者の決定方法

山口県会計規則（昭和39年山口県規則第54号）第154条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

9 その他

- (1) 入札参加資格の要件の確認に必要な次に掲げる書類等を令和7年8月19日（火）午後5時までに山口県警察本部警務部会計課に持参又は郵便により提出すること。なお、その確認の結果を記載した書面を令和7年8月22日（金）までに発送するので、入札参加者は、入札時に当該書面を持参（郵便により入札書を提出する場合にあっては写しを同封）して入札に参加すること。
  - ア 表生地の出荷引受証明書（コピー不可）
  - イ 表生地の公的機関試験鑑定証明書（山口県警察が指定する検査機関で受検）
  - ウ 日本国内の縫製工場の縫製引受証明書（コピー不可、日本国内の自社工場において縫製する場合を除く。）
  - エ 使用原反表生地（20cm×20cm）
- (2) 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 契約保証金  
免除する。
- (4) この公告後に、2（3）に掲げる当該入札に参加するために必要な一般競争入札の資格審査の申請をする場合は、令和7年8月8日（金）午後5時までに山口県会計管理局物品管理課に申請書を提出すること。
- (5) 詳細については、山口県警察本部警務部会計課（電話083-933-0110）に問い合わせること。